

介護保険サービスの利用がない方への  
「要介護・要支援認定更新のお知らせ」通知(更新勧奨)の終了について

本市では介護認定有効期間が満了になられる方に全員に対し、案内ハガキ（以下「更新勧奨通知」という。）により更新の案内をしておりましたが、介護保険サービスの利用がない方への更新勧奨通知を令和5年5月下旬送付分（令和5年7月31日認定有効期間終了の方）より終了いたします。

更新勧奨通知は、要介護認定・要支援認定の更新制度の周知を図るため、これまで実施してまいりましたが、居宅介護支援事業者及び施設職員の皆さまのご協力によりサービス利用中の方の更新申請が滞りなく行われていることや、全員に通知を送付することにより、介護サービスの利用予定が無いにもかかわらず更新申請を行うケースがみられること等から終了させていただくものです。新規申請の方やサービス利用中の方の認定を円滑に進めるためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

《お問い合わせ》

健康福祉部 長寿介護課 認定担当 TEL0761-24-8147